

論 文

明治初頭における長三洲

— 学制発布前後を中心として —

関 口 直 佑*

- ・はじめに
- ・第1章 学制の起草と長三洲
 - 1, 談話筆記にみる欧米学制採用の基準
 - 2, 学制取調掛としての活動
- ・第2章 『新聞雑誌』と長三洲の理念
 - 1, 「新封建論」と「復古原論」
 - 2, 学制と復古思想
- ・おわりに
- ・注
- ・参考文献

はじめに

本稿は長三洲の活動、及び思想を考察し、近代学校制度の一端を解明することを目的とする。研究対象とす長三洲は幼名を富太郎、後に光太郎、茂などと称し、豊後国日田郡において生まれる。弘化4年に咸宜園に学び、明倫館の講師となる。文久4年には奇兵隊中隊長となり、討幕運動に奔走し木戸孝允との親交も深い。明治なると文部省に出仕し、学制の起草に加わる。また、明治を代表する書家の一人でもあり、小学校の習字教材も手がけている。長に関しては先行研究も少なく⁽¹⁾、学制制定メンバーの一人として取り上げられている程度である⁽²⁾。

本論ではまず、関係者の談話をもとに諸外国

の学制採用の内実を紹介し、起草に関与した長の事績を論考する。また、同時期に長が発表した論説を用いて、長の理念を解明してゆく。

長が学制起草の中心人物の一人であったとすれば、彼の足跡、思想に注目することは意義があり、とりわけ「新封建論」と「復古原論」、およびこれに関連する書翰は、これまで着目されていない。これらを対象とすることにより、学制の研究において争点となっている欧米学校制度採用に関しても、新たな視点から検証することとしたい。

第1章 学制の起草と長三洲

1, 談話筆記にみる欧米学制採用の基準

文部省の刊行した『学制百年史』では、「近代教育制度制定の準備」として以下のように記述している。

近代教育制度を制定する準備として、右の全国教育の実態調査や直轄の学校による実地研究よりも、さらにはるかに重要な意味をもっていたものは欧米の教育制度の研究であった。明治維新後の文明開化の思潮とともに、欧米の教育制度の研究や紹介も早

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程4年(指導教員 島 善高)

くあら行われていた。(中略) フランスの学制は当時注目されていたので、その内容は早くから知られていたものと推測される。(中略) その際学制は、単に特定の一国のみを模範として定められたものではなく、多くの国々の教育制度を参考としたと見るべきである。たとえば学区制などの制度の大綱はフランスの制度を模範としたと見られているが、オランダの制度との類似の点もあり、また教育の上ではアメリカ合衆国の影響が強いと見られるなど、けっして一律ではない。おそらく学制を分担執筆した各委員との関係も大きかったものと考えられる。[文部省 1975: 118-119]

学制に関しては、これまで豊富な研究蓄積がある。教育史における学制形成過程の研究については、大きく欧米に範を仰いだとする外因派と、国内にその要因を見出す内因派で見解が分かれている。前者においては、仲新氏、土屋忠雄氏を代表として、文部省の学校制度は欧米諸国の「模倣」と位置づけており、やや否定的な見解を示している。後者に関しては、倉澤剛氏、尾形裕康氏等が主張するもので、特に倉澤氏は、わが国の学校制度は欧米の模倣ではなく、「現実の必要に応ずるために制定された」ものであることを論証している。[倉澤剛 1971: 序] そこで学制制定に関与、あるいはその当時文部省に関係した人物の談話を紹介し、史実の一端を探ってみたい。

国立国会図書館憲政資料室に収蔵されている大木喬任文書の「談話筆記」では、大木に関係した多くの人物の言談が所収されており、大木と共に文部行政に携わった人物のものも散見す

ることができる⁽³⁾。従来、これらは断片的に紹介されてきたが、本節では欧米の学校制度採用に関する談話を検証してゆきたい。

明治5年に十二等出仕として文部省に入り、同36年に文部大臣となり学制改革を企画した久保田譲は、当時を振り返り「文部省ノ事ニ付キテ、能ク承知シテ居ルモノハ随分アリマスガ、マア左ノ面々デアリマスカラ御序ノ時分ニ大木邸ニテ何かデ御取調ニ成ツタラヨカラウ、西潟納、瓜生寅、長茨、辻新次、中島永元、(中略) 其ノ学制ハ衆議上デヤツタカ、大木サン一人デカトノ御尋子デスガ…仏蘭西ノ学制ヲ翻譯シタノデアリマス、シテ皆ナ衆議ヲ聞テ熟考ノ上、大木サンガ勇断ヲ以テ実行セラレタノデセウ、此ノ事ハ辻新^マ二サンガ能ク承知ヲシテ居リマセウヨ」と語る。特に長を含めた5名の名を挙げ、「衆議ヲ聞テ熟考ノ上」に、最終的な決断を大木に仰いだとしている。

また、明治7年から同24年まで文部省官吏として教員養成、音楽教育などの導入と創始にあたった伊沢修二は、「文部ノ学制ノ如キハ一大事業デアルガ、一体ノ計畫ハ大木サンガチヤント胸中ニ出来テ居ルノデ有ル、然ルニ他ノ人ノ遣ルノハ第一^{タイタイ}大抵ノ方針ガ立ツテ居ラナイノデアル、大体ノ方針ガ分ラナイノデアル、何ンデモ始メニ能ク計畫ヲ立テルノデ肝腎デアル、大木サンガ文部ノ大方針ハナポレオンコートの中カラ翻譯ヲサセテ、其ヲ用井ラレタノデアル(中略) 文部ノ学制ハ外国ノ制ヲ取テ根基ト致シタノデアアルケレトモ、之ヲ甘日本ニ応用アテハメル様ニ出来マシタ、其ノ取捨ハ皆ナ大木サンノ方寸カラ出タノデアル」と述べている。「外国ノ制ヲ取テ根基」としたけれども、「之ヲ甘日本ニ応用」したという証言は、我が国の学

制が欧米の模倣の割合よりも、大木を中心に執り行われた「衆議」が大部分を占めていることを示していると考えられる。

加えて、明治17年から同19年まで文部省で奉職した西村茂樹は、「仏蘭西カラ教科書ヲ取寄セテ参考書ニスルトノ事カラ大木サンハ取寄セラレタ、然ルニ其ノ教科書ノ中ニハ「生徒用ト」「教師用ト」カクニ様ニ分ケテ有ツタ、スルト大木サンノ申サレマスニハ、ナール程コレハ宜シキ考ヘデアル、是レハ実行上ニ至極妙ナラム、同一ノ事柄デモ、教師ノ程度ト、生徒ノ程度トニ区別ノアルベキ筈ツデアルカラ、我日本デモ斯ノ眞似ヲシテ、須ラク、教師用ト生徒用トノ別ヲ立テ、編纂ヲスルガ宜敷イト申サレタ」と伝えている。これは学制制定以後のエピソードであるけれども、大木による諸外国制度の採用の様子が語られており、上記二人の談話と共通する感が認められる。

そして、学制の実施期から教育令実施まで、文部省内での中心人物であった田中不二麻呂は、「大木サンガ主トシテ文部卿ニ成ラレタ時ニ是非共拙者ニモ一処ニ遣ツテ呉レロト申サレタ（中略）目下日本ノ学制ヲ建立スル時デアル、西洋文明国ニ模範ヲ取ラ子ハナラヌノデアルカラハ、貴下ト共ニ尽力斡旋シテ学制ヲ建設スルト云フ（中略）拙者ガ仏蘭西ニ滞在ヲ致シテ居リマス内ニ…今度文部省カラ学制ヲ発布シタカラト云ツテ日本カラ態々郵送ヲシテ呉レマシタカラ、ワレハ意外ニ迅速ニ出来タト思ヒツ、取敢ヘズ披見シルト存外能ク出来テ居リマス、拙者ノ意見ヲ挿入致スカト存スル点ハ僅カニ一ヶ所位デ有リマシテ其他ハ悉皆賛揚スベキモノト考ヘマシタ、ソレハ其筈デス日本人ノ頭顱ノミデハ如許ニハ參ルマイガ、悉ク仏蘭西ノ制度ニ

倣フタノデアルカラクモ能ク出来タノデアリマス」と回想している。前述の3名とは異なり、「悉ク仏蘭西ノ制度ニ倣フタ」としているのは、田中のみが欧米巡視に随行中であり、大木のもと文部省内の採決の場に居なかったためと考えられる。それゆえ「意外ニ迅速ニ出来タ」学制は、「日本人ノ頭顱ノミデハ如許ニハ參ルマイ」として、フランス制度の模倣という立場を開陳している。

結局、学制策定の経緯を検討するには、起草に関わったメンバー、特に久保田の指摘した5名が要点であると考えられ、本論で論じる長三洲は先行研究でもその重要性が指摘されている。[倉澤 1973: 406] 以下、本稿ではこれまで用いられなかった書翰史料などに加え、長がいかなる理念を基礎にして学制の編纂を執り行ったかを検証してゆくこととする。

2、学制取調掛としての活動

前節の久保田讓の談話では、「文部ノ事ニ付キテ、能ク承知シテ居ルモノ」の5名に長の名が挙げられている。また、長年文部省に奉職した辻新次も「學制を頒布する迄」と題した講演のなかで、「學制編制に付て盡力された人は（此他にもまだあつたかもしれませぬが）長英、西潟納、瓜生寅、是等の人を覚えて居ります。」と語っている。[國民教育奨励會 1922: 410] そこで、本節では長の具体的な学制への関与を考察してゆきたい。

明治4年12月に学制取調掛12名の一人に任命された長は、学制の起草に着手することとなる。しかし、学制取調掛全体としての史料は確認されていない。ここでは、長が取調掛全体の中でどのような役割を果たし立案に関わったか

を個人の書翰を中心に論じたい。先ず、明治5年1月23日に木戸に宛てた書翰では、以下のよう
に記されている。

唯今日之急は文部省之任にて、天下を学に入れ候事第一之急務と奉存候処、兎角に相運ひ不申。固より一朝に出来致候事には無之候得共、兎角着手いたし候故、大にあせり居申候。天下に及び候大規模は且々仏学等之方法により相定候得共、是も将来之処にて眼前之処は先打捨置候姿にて、心類に焦燥仕候。乍併今春中には少々なりとも下手候様可仕と精々心配仕居候。何分にも御在宿無是而は、時々御話し申上候当り無之には、頗残念に奉存候。西洋各国学制之全備いたし候を御目撃相成候は、嘸々御羨布事と奉存候。何分今日之処に而は万事根本に帰候論に無之而はとは存込居候に付、文部之事成丈心配仕見可申候間、御出立之節相願置義万宜奉希候。其後段々相調見候処、仏学等之学制も大分当方に来り居候故、追々翻訳を致見候而、今日は且々規制被立居候得共、実地之処一見不仕而は隔靴搔痒之心持いたし申候。[東京大學出版會 2009: 475-476]

当時の状況として、「大にあせり居申候」、「心類に焦燥仕候」、「隔靴搔痒之心持いたし申候」などの言説から、任命間もない頃の長の心境を窺うことができる。諸外国の学制の採用に関しては、「仏学等之方法により相定候得共、是も将来之処にて眼前之処は先打捨置候姿にて」とあるため、前節で引用した久保田、伊沢、西村らの談話筆記の内容と符合する。さらに、長の

具体的な学制参与を示す史料として、大木喬任に宛てた文書がある⁽⁴⁾。原文書は一部破損をしているが、以下に掲載したい。

…一藩一校ツ、…二百六十校有之、右二百六十校を分合して一縣一處とし、百縣にて百校といたし、先縣下之諸生を教候積、右分合之致方并教法等如何いたし可申哉、或ハ二百六十校ハ其儘致し置候て、それぞれ教育爲致可申哉、其教師教法及本省より管轄之體裁如何可致哉、廢藩置縣相成候得共諸藩學校一日も廢し候譯ニハ不參、諸處とも不都合無之進歩之妨不相成候様致度候事

學費之事

是迄諸藩ニ於テ學校取立候ニ付テハ藩費中より學校分相立置候事ニ候得共、右學校管轄相成候上ハ右學校費も一同本省江生付屬し、右ヲ以諸學入費ニ充候様不致テハ不相成候、先百校と見て一校一歳貳千兩宛にて貳拾萬兩、五千兩宛として五拾萬兩也、右ハ是迄諸藩ニテ學費に充候高相調不申テハ本省より之施行難致候、併百校にて全國之學校相濟候義ニ無之候間、是迄ハ公費其外ハ私費と申界限并學費引當方等如何可致候哉 教官事務官之給禄書籍機械等之資員之賄

教則之事

大小學ハ勿論今日諸縣學相立候ニ付テハ速ニ其教則不相立テハ一日も施行難相成候、公費にて取立候學ハ僅々たる事にて私塾義塾等之如き取消候義ハ決て不相成、益其人を募り學校全國ニ滿候様不致テハ不相成、左スレハ差向私塾義塾等江教則を頒ち公私

を論せず天下一般之教則ニ相成候様不致テハ、本省管轄之趣意無之候間、速ニ教則略施行可致候様可定事ニ候間、右教則如何相定可然哉、頒行之施設如何可致哉之事 今
日小学教則急務之事

其外海内ニ大學幾處を可置事

是ハ急速被行候譯ニハ無之候得共大端を定め置へき事

東南校等未タ全然大學とも難名候事

是迄藩費を以て游學いたし候者之事

東京府下小學之事

海外留學生差遣之事 [憲政資料室大木喬任
文書:258-1]

明治4年と推定されるこの意見書では、始めに諸藩学校の処理について述べている。「廢藩置縣相成候得共諸藩學校一日も廢し候譯ニハ不參」とあるように、文部省が設置され学制が施行されるまでの間の藩校統合の方法、及び「教師教法及本省より管轄之體裁」を伺い出ている。また、「天下一般之教則」が早急に必要であるとして、「小学教則急務之事」としている。この小学校教則に関しては、大木宛の書翰において、「木戸參議江申置候故、米國より送り來申候、是ハ小学校規則之本ニ御座候」とあり、明治5年3月から着手したことが確認出来る。そして、明治5年4月27日に木戸へ宛書翰の中では以下のように書き記している。

…華聖東より之御状并小学教則書辱落手仕、早速翻譯為致候様申付置候、小学校規則、其外学制の儀は荒増取調、当時正院伺中に御座候處、定額金之義大藏省に於て急速に相運ひ不申、異論多く甚困り入居

申候。前書にも申上置候通、今日之急務は学校之外無之候は、万般は省略いたし候而も文部之事業振興候様無之而は、眼前は兎も角も行往之目的は無之候間、政府は勿論、大藏に於而も当今は非共文部之事業而已に入はまり候様有之度と懇願いたし候。就而は彼是細小なる事件も多く候得共、筆紙には難尽候。只々大綱領なる文部之事業を盛大にする義は御同意候は、時々便毎に御申越被下候而、政府、大藏とも奮発有之候様奉冀候。(中略) 春來は万事を擺脫し文部之事而已にかゝり居候處、一向外事を聞不申候。[東京大學出版會 2009: 477]

書翰によると、受け取った小学校教則を翻譯し、「其外学制の儀は荒増取調」べ「正院伺中」であること。しかしながら、定額金に関しては大藏省で遅延していることが述べられており、「大綱領なる文部之事業を盛大にする」ために「御申越被下候而、政府、大藏とも奮発有之候様奉冀候」と木戸に協力を仰いでいる。学制の發布を目前に控え、「春來は万事を擺脫し文部之事而已にかゝり居候處」というのが、この時の長の状況であった。加えて、「海外留學生差遣之事」に関しては、明治5年1月23日の木戸宛ての書翰で次のように記している。

(中略) 困りたる者は海外留學生之事に候。是も一定之規則不相立候而は、多少之國財を費し候而無用白面之書生而已差遣し、他日何之功能も無之。何れも文部に於て掟と試験等いたし候而命候様不相成而は不相濟事と奉存候。今日に而も思ひかけもなく政府よりさし遣しに相成候者有之、文部之規

則も甚難相立義有之候。そして外国教師之事、第一無用多く何も不存ものを高金にて雇入候類不少候。是等も屹度規制相立候様と心配仕居候。外国在留之弁務使え御逢相成候は、定而留学生、教師等之事は彼是御聞相成候事と奉存候。[東京大學出版會 2009: 475-476]

海外留学生と御雇外国人の経費は、多大な支出を要していたにも関わらず、「他日何之功能も無之」、「第一無用多く何も不存ものを高金にて雇入候類不少」というのが実情であった。実際、先の定額金の問題を含めて、学制は予算面での基盤が脆弱なまま公布されることとなった。

その後、長は学制の浸透状況の調査のため学区巡視をしており、明治6年9月15日に木戸に宛てた書翰では、この時の心境を吐露している。

(中略) 別而此節学区巡視、地方人民之実景を視候而は、殊更に危懼之情に不堪候。小生兼而申候常言に、皇国の人民は西洋人に比すれば数百倍の不開化なるに、政府之官員は西洋人よりは数百倍の早開化なるに困ると。此一言御笑味可被下候。[東京大學出版會 2009: 479]

大木の下で終始学制へ参与し、ついに公布された学制であったが、長の目に現実には「殊更に危懼之情」に堪えないものであった。官民の温度差は甚だしく、現実には長の意図した結果とは乖離したものとなった。

第2章 『新聞雑誌』と長三洲の理念

1, 「新封建論」と「復古原論」

長三洲は、学制の起草に参与すると同時期に、木戸孝允の内意を受けて報道の分野にも関係していた。『新聞雑誌』と名付けられたこの媒体の発刊動機について、木戸は以下のように記している。

一之新聞局を相成開かせ度、内國之事は元より外國之事も盡、我人民之心得に相成候様之事は總て記載させ偏國偏藩に至るまで流布候様いたし候へは、自然と人民誘導之一端とも相成可申候(中略)成丈け人民に分り安き悟り易事を望み申候、如御承知我國之人民頑固之もの十に八九に御座候間、此新聞局にても政府より開かせ候ては又政府之勝手とか何とか邪推而已いたし、却而見るものも少く相成可申に付、丸に不關政府之都合にして相開かせ度、政府之事と雖も不條理にて可論事は少々爲論候位の方よろしき歟と相考へ申候、是は只驅引に有之申候 [東京大學出版會 2003: 162-133]

「人民誘導之一端」であるとしているものの、「政府之事と雖も不條理にて可論事は少々爲論候位の方よろしき歟と相考へ申候」としているのは、当時としては進歩的な政策であろう。そして、「丸に不關政府之都合にして相開かせ度」という木戸の思惑を受け、尽力したのが長であった。長の木戸宛書翰からは、発刊前後の経緯が報告されているものが多く散見できる⁽⁵⁾。『新聞雑誌』に関しては『幕末明治新聞全集』に翻刻されており、経過などについてはその解

題に詳しい〔西田 1973: 1-12〕。

他方で、長は『新聞雑誌』の第6号と第40号の附録として、「新封建論」と「復古原論」の2つの論説を發表している。明治4年7月と5年4月に掲載されたこの論考は、著者名が「静妙子」となっているもの、長三洲が記したものであることが書翰から判明している⁽⁶⁾。この「静妙子」という人物に関して、長は「新封建論」の最後に次のように記している。

静妙子ハ余何人ナルヲ知ラズ、友人偶是書ヲ市ニ獲テ以テ余ニ贈ル、余其立意行文ノ几ナラザルヲ見ル、想二人ノ疝ヲ病テ己ノ頭痛トナシ、憤悒不平意一世ヲ可トセズ、盖亦能言テ能行ハザル者歟、然トモ其痛ナク癢ナク雷同符合ノ徒ニ非ザル事知ル可シ、為メニ一本ヲ手寫シ、之ヲ案頭ニ置キ將ニ同好者ト之ヲ賞シ、且其人ヲ物色セントス、庚午ノ残冬幽玄菴蠟梅花下白ヲ浮テ朗読シ遂ニ其後ニ書ス三洲生〔明治文化研究会 1973 (上): 594〕

このように長が筆者であることを隠し、あくまで「静妙子」という架空の人物による著作であるとしている。これは、先に示した木戸の品川宛の書翰にもあったように、「我國之人民頑固之もの十に八九に御座候間、此新聞局にても政府より開かせ候ては又政府之勝手とか何とか邪推」する世情を鑑み、政府と関係のない人物の意見であることを強調したものであろう。

「新封建論」の内容を簡単に見てみると、郡県制と封建制の歴史的経緯を述べ、「國家外患アルニ至テハ、封建ノ患害更ニ甚シ」とし、「天下ヲ郡縣ニシ天下ノカヲ合」せ外圧に対抗する

よう主張している。版籍奉還の後も、知藩事が実質上の支配権を掌握していることを論じた上で、「朝廷ノ權其及ぶ所府縣ニ限り、藩聽ニ至テハ只其皮面ノミ」であるとして、これでは「天下ノ人材ヲ拔キ天下ノ官ニ」任用することが不可能であることを論じている。また、「朝廷天下ノ地租ヲ一ニセント欲ス、諸藩ハ則知ル可カラズ、朝廷天下ノ田制ヲ一ニセント欲ス、諸藩ハ則知ル可カラズ、朝廷天下ノ官制ヲ一ニセント欲ス、諸藩ハ則同ジカラズ（中略）朝廷天下ノ學制ヲ一ニセント欲ス、而諸藩各其制ヲ以テス、朝廷天下ノ刑法ヲ一ニセント欲ス而諸藩各其法ヲ以テス、是天下ノ富強ヲ致ス所以ノ者皆朝廷ノ自ラ制スル事能ハザル所ニシテ、一切ノ制度律令分裂シテ均シカラズ」として、朝廷が限定的な権限のみでは、学制を含めたこれらの諸政策を統一的に遂行することができず、「天下ノカヲ并せ、合して一體トナルニ非ザレバ以テ天下ヲ維持ス」〔明治文化研究会 1973 (上): 559〕ことが不可能であることを強調している。ここで注目したいのは、廢藩置県により「朝廷の權」が拡大されると、全国の学制の支配権も同時に管轄することを長が主張しているということである。次項で触れることであるが、統一的教育権の把握は廢藩置県により現実化したのであり、それと同一線上にあることをここでは付言しておきたい。

次に「復古原論」に関しては、明治5年9月18日の木戸の長三洲宛書翰において、「于時先達而、復古原論披閱仕候誠に敬伏いたし候、數百之反譯書中に此書を見る、不覺涙數行心事御降察可被下候、將來を想察仕候へは又不容易奉存候、先は爲其如此候也」〔東京大學出版會 2003: 406〕とあり發刊後、木戸の目に触れ共感

を得たことが窺われる。なお、「復古原論」に関しては、中島三夫の『長三洲』において、「惜しいかなこの復古原論の本文は父市三郎が生涯探し求めたものであったが、光太郎の学制五篇の草案とともについに求め得なかったのはかえすがえすも遺憾のきわみである。」[中島 1979: 213]と記されている。そこで、前掲の『幕末明治新聞全集』に復刻されていたため[明治文化研究会 1973 (下): 201-229]、ここで簡単に内容を紹介しておきたい。

「復古原論」は、神武天皇創業から続く我が国の歴史を、統治方式を中心に論じ、王政復古に基づく明治政府の政策の正当性を述べている。特に「神武郡縣ヲ以テ天下ヲ治シヨリ千三百年ニシテ、天智之ヲ(整)正シ皇政天日ノ再ヒ中スルカ如シ」と神武、天智朝を理想とし、この度の版籍奉還に関しては、「於是四藩主ニ義ヲ唱へ、二百六十ノ諸侯是ニ繼テ悉ク其版籍封土ヲ奉還セリ(中略)天下再ヒ郡縣トナリ偽君臣ノ名、絶テ天下ノ人同ク一君ヲ戴ク事始テ神世以来ノ舊ニ復セリ」としている。廃藩置県により罷免した知藩事に変わり、府知事県令を任命したことについては、「世襲スル所ノ職ハ天祖ノ天下ノ英俊ニ與ヘテ以テ我君ヲ助ケテ我民ヲ安セシムル所ナリ、吾土地人民ヲ私有シ此職ヲ世襲スル事數百年、是天祖ノ公職ヲ私シ、朝廷民ヲ安スルノ路ヲ塞クナリ(中略)版籍ヲ奉還シ知事ノ職ヲ去ル事敝履ヲ脱スルガ如シ」としている。復古的思想は、近世初頭以来発達した学問にもとづき、尊皇思想の進展と併行して進展してきた。加茂真淵や本居宣長において一層明確となり、『大日本史』は後期水戸学への道を開き王政復古へと発展させた。[久保田 1965: 38] 長の経歴、交流関係を考えれ

ば、王政復古の考えを抱くのは自然な流れであり、それをより深め、政策に反映することを可能とする人物であった。そうした自身の思想をも語った両論は、その他の長の行動を研究する上でも不可欠の史料であろう。

2. 学制と復古思想

慶応3年に発せられた王政復古の大本令では、「王政復古、国威挽回ノ御基被為立候間、自今撰関・幕府等廃絶、即今先仮ニ総裁・議定・参与之三職被置、万機可被為行、諸事神武創業之始ニ原キ」[吉川弘文館 1996: 46]と宣言されており、王政復古の原理が明治創業の中核であったことは論を待たない。これに先立ち、山内容堂の大政奉還建白書にも、「皇国興復ノ基業ヲ建ント欲せは、国体ヲ一定シ制度ヲ一新シ、王政復古、万国万世ニ不恥者ヲ以テ本旨トスベシ」[吉川弘文館 1996: 43]とあり、維新の目的が王政復古にあったことは明らかである。したがって、封建制を終焉させた版籍奉還と廃藩置県は、個別の理念から発生したものではなく、王政復古の理念の延長線上に連なるものであると考えるのは無理からぬことであろう。

さらに、廃藩置県は、我が国における近代教育制度の確立にとっても不可欠な政策でもある。何故なら廃藩の断行は、近世教育制度を担った諸藩の教育権の廃止と、皇室へのその復権を意味しているからである。これは統一的学校制度の樹立のためには不可欠であり、廃藩置県の明治4年7月と文部省設置が同時になされていることから明らかであろう。他方、井上氏によれば、「教育支配の方式は、大学と民部省との多頭的分立性において分掌されていたか

ら、藩についてはもちろん、府県についても、学政を総判することは、大学のよくだえうところではなかったと解するのが妥当であろう。大学と民部省との教育行政にかんする分立性、大学そのものの教育行政機能と教育機能との二重性、この分立性と二重性の故に大学の教育行政機能は制度上脆弱性をまぬがれなかった。分立制と二重性とを克服し、さらに全国の学事を一元的にその傘下におさめるには、廃藩後の集権的体制の強化にまたねばならなかったのである。』[井上 1963:95] としている。

そして前節で述べた通り、長はこうした一連の流れを「新封建論」及び「復古原論」を通じて発表し、神武創業を理想として一切を皇室に帰することを主張した。また、親交が深い木戸孝允は、王政復古を主導した人物であり、長州藩尊皇運動の指導者であった吉田松陰の思想を受け継いでいることは言うまでもない。

これらを考え合わせると、長の意識としては、単に諸外国の学制を模倣し、早急に学校制度を作り上げるという動機のみで学制に参加していたとは考にくい。やはり、その根底となる思想に王政復古があったのだと考えられる。版籍奉還、廃藩置県により藩主が領有しているとされてきた土地と人民は、全て皇室に帰せられるべきものであり、それはつまり、その封土で行われる人民の教育も天皇へ復古せらるべきものとするのは当然の帰結であろう。そうであるならば、少なくとも長は、学制の起草にあたり欧米の学校制度を理想として単に模倣したのではなく、我が国独自の歴史的経緯と現状を鑑み、他の諸政策と同様、王政復古のための手段としてそれらを位置づけ、策定に参加したのであろう。新時代の理想を我が国独自の古来の

政体に仰ぎつつ、近代学校制度の建設してゆく姿勢を長の事績から読み取ることができるのではないだろうか。

おわりに

本稿では関連史料を踏まえて、明治初頭における長三洲の動向を中心に論じてきた。それらを要約すると以下のように整理できる。

「談話筆記」によると、学制を起草するにあたりフランスの教育制度が参照されていることは4名とも共通であるが、その採用度合において意見が分かれている。フランス学制の採用形態は、久保田、伊沢、西村の「談話」、から考察すると、単なる「模倣」ではなく、我が国の実情に合わせ適宜取捨選択していたと考えられる。田中のみが「模倣」と位置づけているのは、欧米巡視に随行中であり、文部省内の状況を知る立場に無かったためと思われる。

学制の起草に従事していた当時の長は多忙を極めており、文部省の任に追われていたことが木戸孝允宛の書翰から窺える。そして、学制取締掛として大木喬任の下で学制起草に従事し、特に全国共通した「天下一般之教則」の必要性を説き、中でも小学校教則の策定に関与した。また、学制の起草に参加すると同時期に、木戸孝允の内意を受けて『新聞雑誌』の発行に関係していた。この『新聞雑誌』の附録において、長はペンネームを用いて「新封建論」と「復古原論」を発表し自説を展開した。これは我が国の歴史的経緯から鑑み、版籍奉還、廃藩置県の正当性を考察したものである。更に両論からは王政復古を中核とした思想を読み取ることができ、少なくとも長自身の学制制定の理念となっていたと考えられる。ゆえに、藩主が領有して

いるとされてきた土地と人民が皇室に帰せられると同時に、長は人民の教育権も天皇へ復古せらるべきであるという理念を持っていたと推測される。

[投稿受理日2011.6.18 / 掲載決定日2011.6.30]

注

- (1) 長三洲を取り上げた論文としては、内海崎貴子、安藤隆弘『「学制一覽」に関する研究--書誌学的観点から』2003『川村学園女子大学研究紀要』193-209がある。
- (2) 倉澤氏は長を大木喬任の側近第一号として着目している。[倉澤剛 1973:406]
- (3) 本節の「談話筆記」に関しては、国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部「大木喬任談話筆記」より引用。
- (4) この他に当時の長の意見書としては、「編纂寮」に関するものがある。国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部258「長三洲」
- (5) 『新聞雑誌』に関する長三洲の木戸孝允宛書翰の関係箇所を、時系列にすると以下のようになる。木戸宛書翰のほとんどにおいて、『新聞雑誌』に関する状況報告を行っていたことが窺える。

明治4年3月14日

(中略) 新聞局之事、杉山、山形、長岡相談仕既に願書はさし出置候得共、いま官許出不申候。此事に付而は杉山殊之外尽力仕、史局、弁局とも異議は無之候間、一兩日中必ず官許相成候儀と奉存候。就而は第一号直様出板に取かゝり候積に而、既にしたごらへ致居候。何分にも山県は御存之好人物にて気魄に乏しく候間、兎角畏縮いたし候。逆も任し候義は無覚束と申居候而何事も不進候。何れにしても今一兩人しつかり致候人物無之而は、此先行届兼可申と奉存候。私、杉山乍不及心配いたし候得共、其内にひたり居候訳には不參候間、山県も心細く思候事と被案候。併第一号丈出板いたし候は、追々引続出来候様と可相成候。活字板は南校より借出し候處、字大にして間に合い不申に付、先刻させ候積にいたし置候。新聞聚方等は私、杉山引受處々々申談候義に御座候。売出し価等之義も和泉屋と書林に積らせ見候。右等之事に付而杉山最尽力いたし候。但はけ方等之義は先一号出来之上なれば書林等も引受くれ不申、殊

に一号は初手のものにて世人の引受よき様にと相考居候。史料之聚方甚六ヶ布困り居申候。委細之義は御帰之上にて可申上候得共、右人物之事は御含置被下候而御見当ならば御連れ可申候。

明治4年3月28日

(中略) 新聞一条も今以官許無之、甚いらち居申候。併官許は多分間違は有之間布速に相運び候様と精々心配仕居候。但、十分任呉候人無之には困り居申候。山県、長岡両生且々心配仕居候。何卒急々一号すりいたし度奉存候。(中略) いつそや入御覽候新封建論一書速に入御覽候積にて、山県、長岡え写本相頼置候得共、今にすべら致居候。急きせり立可差出候。

明治4年4月5日

(中略) 新聞紙之事も未だ官許無之、甚せり立居候。万端御多忙とは乍申、総而弁史問鄭重延遷には困り入候。(中略) 新封建論只様延引仕候。稍出来仕候間奉呈覽候。

明治4年5月20日

(中略) 新聞も既に第一号は出板いたし、二号ももはや今日あたりは出板と存候。(中略) 委細杉山え相話し置候間、

明治5年1月23日

(中略) 新聞雑誌も去年は廿五号迄にて仕舞申候。今春よりは又盛に可仕覚悟に御座候。局も若松町と申両国之傍に移し申候。余程地形を得候處、山県一人にて外に助も無之、其上雑誌に模擬し候新聞いくらも出来候故、何様今春は人を増候而今一層盛に致し度と奉存候。雑誌は追々太政官より送りさし出候義と奉存候。薄葉摺にいたし候而さし出候様の命有之、追々御流覽可有之候。

明治7年11月2日

(中略) 新聞雑誌之事も委布御高載^[取]を可仰事有之候得共、御帰京後なればとは其儘打捨て置候。不相変且々流行いたし居候。

(以上、東京大學出版會 2009『木戸孝允関係文書4』より)

- (6) なお、「新封建論」と「復古原論」を掲載した『新聞雑誌』の「緒言」には「復古ノ大御代ニ生レシ人タルニ負カジト云ベケレ」という言葉で締めくくられている。この「緒言」も長が記したものであると推定される。「緒言」の全文は以下の通りである。

凡天下ノ物事日ニ新ナルニ、我未ダ見聞セザル事

ヲ知テ吾知識ヲ廣ムルヨリ樂シキハナシ、見聞ノ狭キ田舎人ハ心頑ニ知暗シテ疑恠ム事多ク、竟ニ我ヲ是トシ人ヲ非トスルノ過アリ、今日カヽル辱キ御代ニ逢ヒテモ遠境ノ人ハ太政ノサマヲモ知ラデ却テ疑非ル者アルベシ、斯デハ逢カラキ世ニ生レシカヒナシ、今官許ヲ受テ新聞紙局ヲ開キ、太政ヲ始メ諸府縣ノ變革又ハ里巷ノ瑣事外國ノ異聞マデ見聞ニ隨ヒ刊行スルハ我、日本國中ノ人々爾新知ヲ開クノ樂ヲ同シ、頑ナル心僻メル事ヲ棄ントテナリ、願ハ此冊子ヲ読玉フ人々ヲ聞テニヲ推シ、近ヲ知テ遠ヲ察シ、天地間ニハ我意外ナル驚バク喜ベキ事多ク、唯一隅耳ヲ見ルハ田舎人タルヲ免レズ、夏虫氷ヲ疑ノ笑アリト知玉ヘ、サテコソ復古ノ大御代ニ生レシ人タルニ負カジト云ベケレ

参考文献

- 中島三夫 1979 『長三洲』
文部省 1975 『学制百年史』
倉澤剛 1971 『小学校の歴史 I』
国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部
「大木喬任談話筆記」
倉澤剛 1973 『学制の研究』
國民教育奨励會 1922 『教育五十年史』
東京大學出版會 2003 『木戸孝允文書 4』
西田長寿 1973 「解題」『幕末明治新聞全集 第 6 卷
(上)』
東京大學出版會 2009 『木戸孝允関係文書 4』
国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部258
「長三洲」
明治文化研究会 1973 『幕末明治新聞全集 第 6 卷
(上)』
明治文化研究会 1973 『幕末明治新聞全集 第 6 卷
(下)』
久保田収 1965 「明治維新と復古思想」『神道史研究
13』
吉川弘文館 1996 『近代史史料』大久保利謙編
井上久夫 1963 『学制論考』